

令和8年度 滋賀県処分通知等デジタル化事業
導入支援およびクラウド型電子署名サービス運用業務委託契約書案

滋賀県知事 三日月大造（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が甲に対し、第1条以下の各条項および別紙に従い、処分通知等デジタル化への導入支援業務および乙が運営するASP・SaaSサービス（以下「本サービス」という。）の提供・運用業務（以下「本業務」という。）を行うことに関し、以下のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、本契約書および第2条第1項第4号に定める本仕様書に基づき、本業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は本契約の目的である本業務を、履行期間内において履行し、または本契約の目的である成果物を、別に定める納入期限もしくは履行期間の満了までに甲に納入し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

（定義）

第2条 本契約において使用される用語の定義はそれぞれ次の各号に規定するとおりとする。

(1) 利用者	甲の職員、甲の委託を受けた者その他の本サービスの提供を受けるために乙所定の方法により登録された者
(2) 履行期間	契約締結の日から令和9年3月31日までとする。
(3) 委託料	本業務に対する委託料の総額は、金 円（うち消費税および地方消費税の額 金 円）とする。
(4) 本仕様書	次の内容で構成される本業務に関する仕様書（別紙1） 令和8年度 滋賀県処分通知等デジタル化事業導入支援およびクラウド型電子署名サービス運用業務仕様書 なお、本仕様書は、本契約の一部をなすものとする。
(5) 契約者設備	本サービスを利用するために甲が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器およびソフトウェア
(6) 本サービス用設備	本サービスを提供するに当たり、乙が設置するコンピュータ、通信設備その他の機器およびソフトウェア
(7) 本サービス用設備など	本サービス用設備および本サービスを提供するための通信回線
(8) ユーザID	甲が本サービスを利用するに当たり、甲とその他の者を識別するために用いられる英字、数字などによる符号
(9) パスワード	ユーザIDと組み合わせて、甲が本サービスを利用するに当たり、甲とその他の者を識別するために用いられる英字、数字などによる符号
(10) 登録書	甲にユーザIDおよびパスワードを払い出すために乙が必要とする書類。なお、利用責任者の申請を兼ねる。

(善管注意義務)

第3条 乙は、本業務の遂行に当たり、甲の指示および本契約の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

(委託料内訳書)

第4条 甲が必要があると認めるときは、乙は委託料内訳書を提出しなければならない。

- 2 委託料内訳書には、甲が指定した内容を記載するものとする。
- 3 委託料内訳書は、甲および乙を拘束するものではない。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、免除する。

(完了報告および検査、成果物の引渡し)

第6条 乙は、月ごとに、各月における本業務を完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出するものとする。また、本業務に係る成果物（以下「成果物」という。）については、仕様書に定める納入期限までに、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、甲から委託料精算書の提出を求められた場合には、甲が指示する方法により、これを提出しなければならない。
- 3 甲は、乙から第1項の業務完了報告書および成果物の提出があった場合には、その日から起算して10日以内に検査を行う。甲は、成果物の検査について必要があると認めるときは、第三者に委託して検査を行うことができる。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、成果物の納入前に検査を行うことができる。この場合において、前項後段の規定はこれを準用する。
- 5 第3項の検査に合格したときをもって、成果物の引渡しは完了し、その所有権は、甲に移転する。

(委託料の請求および支払)

第7条 乙は、前条に規定する検査の合格の通知を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 前項の規定により請求する委託料の額は、第2条第1項第3号に定める委託料の額を契約期間における業務実施月数で按分した額とし、当該額に1円未満の端数が生じる場合は、本契約の最初の請求において当該端数分を計上するものとする。
- 3 甲は、乙から第1項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して前項の支払期限の日の翌日現在における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率による遅滞利息の支払を請求することができる。
- 5 前金払および部分払は、これを行わない。

(履行期間の延長)

第8条 乙は、履行期間内に本業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰することができないときは、甲は、相当と認める日数の履行期間の延長を認めるものとする。

(履行遅滞の違約金)

第9条 前条の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰すべきもので、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は違約金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料に対して履行期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第10条 乙は、本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 甲および乙は、本契約に違反し、相手方に損害を生じさせた場合、相手方に対しその直接被った通常かつ現実の損害についてのみ賠償するものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

(契約不適合責任)

第12条 業務完了後に本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知った時から1年以内に乙に対して通知した場合に限る。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前2項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

(契約内容の変更)

第13条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または成果物の納入を中止させることができる。この場合において、履行期間、委託料その他の契約条件を変更する場合は、甲および乙が協議の上、書面によってこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は、甲および乙が協議して定める。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期間内または履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
- (2) 正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
- (3) 正当な理由がなく地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督または検査の執行を妨げたとき。
- (4) 本契約の入札等に当たり談合その他の不正の行為をしたとき。
- (5) 差押・仮差押・仮処分・租税滞納処分その他公権力の処分を受けたことにより、本サービスの提供に支障があると認められる場合
- (6) 民事再生申立・会社更生申立・破産申立がなされたとき。
- (7) 自ら出しもしくは引受けた手形または小切手に不渡りが発生したとき。
- (8) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団、暴力団員または前記ウからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）または契約条項に違反したとき。
- 2 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨にのっとり、前項第8号の規定に該当しないことを表明・確約するため、別紙2の「誓約書」のとおり誓約するものとする。
- 3 乙は、この契約の履行に当たり第1項第8号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第15条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除するこ

とができる。

- (1) 登録書その他の申請などに虚偽または過誤（軽微なものを除く。）があり、乙から甲に対する是正の催告の後相当の期間が経過してもなお是正がなされない場合
 - (2) 甲が本契約に違反し、乙から甲に対する当該違反の是正の催告の後相当の期間が経過してもなお当該違反が是正されない場合
 - (3) 甲が支払期日を過ぎても委託料を支払わず、乙から甲に対する支払の催告の後相当の期間が経過してもなお委託料が支払われない場合
 - (4) 甲が本サービス用設備などに支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合
 - (5) 第13条の規定により、甲が成果物の納入または本業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、または契約の履行期間の2分の1以上に及ぶとき。
 - (6) 第13条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、委託料が3分の2以上減少することとなったとき。
 - (7) 甲が契約に違反したため、成果物の納入または本業務の履行が不可能になったとき。
 - (8) その他本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- 3 甲は、前項による本契約の解除があった時点において未払いの委託料がある場合には、乙が定める期日までに乙の定める方法により支払うものとする。また、前項による解除の場合、甲は、解除の効力の発生した日から契約満了時までの期間に対応する委託料相当額を、乙の定める方法により支払うものとする。
- 4 第1項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲および乙が協議して定める。

（契約解除の場合における既納物件の取扱い）

第16条 第14条第1項または前条第1項の規定により契約を解除した場合において、成果物の納入または本業務の履行部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

（本サービスの一時的な提供停止）

第17条 乙は、本仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号の場合には本サービスの提供の全部または一部を停止することができるものとする。

- (1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致命的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」という。）その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの定期用が不能となったとき。
 - (2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき。
 - (3) 第2条第7号に規定する通信回線の役務を提供する電気通信事業者（乙を除く。）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき。
- 2 前項の場合、乙は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される時期およびその期間を甲に対して通知するものとする。
- 3 乙は、甲につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できるものとする。
- (1) 甲が委託料の支払を遅滞したとき。

- (2) 甲が本契約の各条項に違背したとき。
- (3) 前2号のほか、甲の責に帰すべき事由により乙の業務に著しい支障を来たし、またはそのおそれがあるとき。
- 4 前項の場合、乙は、甲に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間および停止する理由を通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

(本サービスの廃止)

第18条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止し、廃止日をもって本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

- (1) 廃止日の6か月前までに甲に通知した場合
- (2) 第17条第1項第1号に規定する事由により本サービスを提供できない場合
- (3) 本サービス用設備に供される機器またはソフトウェアについて、当該機器またはソフトウェアの供給元から保守サービスを受けることができなくなった場合
- 2 前項の規定に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、既に支払われている委託料のうち、廃止までの本サービスを提供しない日数に対応する額を日割計算にて甲に返還する。

(契約終了後の処理)

第19条 甲は、本契約が終了した場合、次の各号に定める措置を速やかに講じるものとする。

- (1) 本サービスの利用に当たって乙から提供を受けた機器、ソフトウェアおよびそれに関わる全ての資料など（当該ソフトウェアおよび資料などの全部または一部の複製物を含む。以下同じ。）の全てを終了後速やかに乙に返還し、契約者設備に格納されたソフトウェアおよびそれに関わる資料などの全てを、甲の責任で完全に消去するものとする。
- (2) 本サービスの利用に当たって甲から提供を受けた資料など（資料などの全部または一部の複製物を含む。以下同じ。）の全てを終了後速やかに甲に返還し、本サービス用設備に記録された資料などの全てを、乙の責任で完全に消去するものとする。
- (3) 本サービスを経由し甲から受信したデータ（本仕様書に定める方法により送信されたものに限る。）の取扱いについては、甲乙間で別途協議の上決定するものとし、その後、乙の責任で完全に消去するものとする。

(本サービスの利用方法)

第20条 甲は、利用者に対してのみ本サービスを利用させることができるものとし、甲の責任において利用者には本契約の各条項を遵守させるものとする。

- 2 甲は、利用者に変更が生じた場合には、乙に対して速やかに所定の方法により連絡するものとする。
- 3 乙は、甲が本サービスを利用するために、甲に対しアカウント情報（ユーザIDおよびパスワードその他本サービスを利用するために必要な情報をいう。以下「アカウント情報」という。）を提供するものとする。
- 4 甲は、アカウント情報を第三者に対して開示、貸与、共有せず、パスワードの適宜変更その他の方法でアカウント情報を第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理し、

適切に使用するものとする。アカウント情報の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用などにより甲または甲以外の者が損害を被った場合、乙は一切の責任を負わないものとする。

- 5 第三者が甲のアカウント情報を用いて本サービスを利用した場合、当該行為は甲の行為とみなされるものとし、甲はかかる利用についての利用料の支払その他の債務一切を負担するものとする。また、当該行為により乙が損害を被った場合、甲は当該損害を補填するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により甲のアカウント情報が第三者に利用された場合はこの限りでない。

(本サービスの種類と内容)

第21条 本サービスの種類およびその内容は、本仕様書に定めるとおりとする。

2 甲は、以下の事項を承諾の上、本サービスを利用するものとする。

(1) 第34条第1項各号に掲げる場合を含め、本ASPサービスに乙に起因しない不具合が生じる場合があること。

(2) 乙に起因しない本サービスの不具合については、乙は一切その責を免れること。

(3) 本サービスはインターネットなどの通信回線を経由して非独占的に甲へ提供されるサービスであり、契約者設備の性能または本サービス用設備などの利用状況などにより本サービスの品質が変化するものであること。ただし、本仕様書に別段の定めがある場合はこの限りでない。

3 本サービスの内容は本契約および本仕様書で定めるものとし、以下の事項その他のサービスに関わる事項は、本契約および本仕様書において明示的に記載されている場合を除き、甲へ提供されないものとする。

(1) 契約者設備および本サービス用設備の接続サービスに関する問合せ対応および障害対応

(2) 契約者設備のソフトウェアおよびハードウェアに関する問合せ対応および障害対応

(3) 磁気テープ媒体、用紙その他の消耗品の供給

4 甲は、本契約に基づいて、本サービスを使用する権利を許諾されるものであり、本サービスに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。ただし、本業務に係る成果物に関する著作権の取扱いについては、第40条および第41条に定めるところによる。

(自己責任の原則)

第22条 甲は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与え、または第三者からクレームなどの請求がなされた場合においては、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。甲が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレームなどの請求を行う場合においても同様とする。

2 本サービスを利用して甲が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、甲の責任で提供されるものであり、乙はその内容などについていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとする。

3 甲は、自己の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合、乙に対して、当該損害を賠償する責を負うものとする。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第23条 甲は、自己の費用と責任において、契約者設備を設定し、契約者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとする。

- 2 甲は、本サービスを利用するに当たり自己の責任と費用をもって契約者設備を通信回線に接続するものとする。
- 3 契約者設備および本サービス利用のための環境に不具合がある場合、乙は甲に対して本サービスの提供の義務を負わないものとする。

(禁止事項)

第24条 甲は、本ASPサービスの利用に関し、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 第三者の著作権・商標権などの知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (2) 第三者の財産・プライバシーまたは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
 - (3) 第三者を差別し、もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺罪などの刑事犯罪に関連する行為またはそのおそれのある行為
 - (5) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待に当たりもしくは公序良俗に反する画像、文書などを送信または掲載する行為
 - (6) 無限連鎖講を開設し、または加入を勧誘する行為
 - (7) 本サービスなどにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - (8) 第三者になりすまして本サービスなどを利用する行為
 - (9) ウイルスなどの有害なコンピュータープログラムなどを送信または掲載する行為
 - (10) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱くと認められる、もしくはそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為
 - (11) 第三者の設備などまたはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
 - (12) 法令、条例などに違反する行為または公序良俗に反する行為（売春の斡旋、暴力、残虐行為など）
 - (13) 前各号のほか、甲または乙が本サービスの利用に不相当と判断した行為
- 2 乙は、甲が前項各号に該当した場合、当該行為を中止するよう甲へ要求できるものとし、甲がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとする。ただし、違法性または有害性が高いものと乙が信じるに足りる相当の理由がある場合（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第3条に基づき乙が損害賠償責任を負う可能性がある場合を含むがこれらに限定されない。）においては、乙は事前の要求を行うことなく一時的に利用停止の措置を講じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の場合、甲と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部または一部を削除することができるものとする。ただし、違法性または有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実には発生していることまたはその蓋然性が大きいこ

とその他の乙が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、乙は事前の協議を行うことなく当該情報の削除を行うことができるものとする。

4 乙は、甲からアカウント情報が不正に利用された旨の通知を受けた場合は、甲と協議の上アカウント情報の変更などの必要な措置を講じるものとする。

5 前3項の場合、甲に損害が発生しても乙は何らの責任も負担しないものとする。

(本サービス用設備などの障害など)

第25条 乙は、本サービス用設備などに障害があることを知ったときは、甲に対し、速やかにその旨を通知する。

2 乙は、本サービス用設備などに障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧する。

3 乙は、本サービス用設備などのうち、本サービス用設備に接続する通信回線について障害があることを知ったときは、直ちに当該通信回線を提供する事業者に修理または復旧を指示する。

4 前各項のほか、本サービスに不具合が発生したときは、甲および乙はそれぞれ速やかに相手方に通知し、両者協議の上、各自の行う対応措置を決定し、それを実施するものとする。

(再委託)

第26条 乙は、本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。

2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。

3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

4 再委託を行う場合において、第31条、第32条および第37条の規定は、再委託先（再委託を行う第三者をいう。以下同じ。）において準用する。

(業務実施体制等)

第27条 乙は、本業務の実施に係る責任者および従事者を定めて実施体制を確立するものとし、甲が求めるときは、責任者および従事者の所属、氏名および連絡先を明記した実施体制表を甲に通知するものとする。また、この場合において、実施体制に変更があった場合は、速やかに報告するものとする。

2 乙は、再委託に係る甲の承認を得た場合は、前条の規定による再委託先についても実施体制表に含めるものとする。

(業務従事者の労務管理)

第28条 本業務の遂行に係る乙の従事者に対する指示、労務管理および安全衛生等に関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。なお、作業場所が甲の事務所内である場合の乙の従事者に係る服務規律等については、甲および乙が協議の上決定する。ただし、

この場合にあっても、本業務の遂行に係る乙の従事者に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

(業務履行中の検査、監督および指示)

第29条 甲は、必要があると認める場合には、業務履行中に乙の本業務に対する検査、監督または本業務の実施に係る指示を行うことができる。

2 乙は、前項の検査、監督または本業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

(進捗状況等の報告)

第30条 乙は、甲から本業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

(秘密情報の取扱い)

第31条 甲および乙は、本契約における秘密情報を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上・行政上などの情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物または電子文書・電磁的記録として開示される情報

(2) 秘密である旨を告知した上で口頭により開示される情報であって、口頭による開示後30日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示されたもの

2 甲および乙は、互いに秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による同意または法令により開示を求められた場合を除き、第三者に開示、公表および配布をしないものとする。

3 甲および乙は、秘密情報を開示された目的にのみに使用する。

4 甲および乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わないことを確認する。ただし、秘密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

(1) 開示時点で既に公知であった情報、または既に保有していた情報

(2) 開示後、甲および乙の責に帰すべからざる事由により公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

(4) 秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

5 第2項の義務は、本契約の解除の有無にかかわらず、秘密情報を受領した日から5年間存続する。

6 乙は前各項の規定を遵守させるため、本業務に係る甲の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させるものとする。

7 乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する措置を講じなければならない。

8 甲および乙は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、または本業務のために必要がなくなった場合には、相手方の指示に応じ、第1項の秘密情報を記録した媒体およびその複製物を返還または破棄するものとする。開示が電子文書または電磁的記録による場合の取扱いおよび破棄処分の方法に関しては甲乙が協議の上決定する。

(個人情報の取扱い)

第32条 乙は、本業務に関連して知った甲の保有する住民などの個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する情報をいう。以下「個人情報」という。）を他に開示、公表、および配布をせず、乙自身もその個人情報を利用しないものとする。ただし、法令に基づき開示が要求された場合についてはこの限りでないものとする。

- 2 乙は、前項の個人情報を善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じるものとする。
- 3 乙は、本契約が終了したとき、甲の要求があったとき、または本業務のために必要がなくなったときは、甲の指示に応じ、第1項の個人情報を記録した媒体およびその複製物を返還または破棄する。開示が電子文書または電磁的記録による場合の返却および破棄処分の方法に関しては甲乙が協議の上決定する。
- 4 乙は、前3項に規定するほか、個人情報の取扱いおよび管理について、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報保護に関する法令の趣旨に従うものとする。
- 5 乙は、本業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別紙3「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償の制限)

第33条 甲および乙は、乙が本サービスの提供に当たり、甲に対して負担する補償・賠償の責任の範囲について、以下のとおり合意する。

- (1) SLA（本仕様書に定められる保証事項をいう。以下同じ。）を遵守できない場合、乙は、本仕様書に定めた条件に従いペナルティを負担することとする。なお、本仕様書に定めたペナルティが金銭的補償を内容とする場合、当該ペナルティを損害賠償額の予定とみなすものとし、次号は適用されないものとする。
 - (2) 乙が本契約に定める義務に違反し甲に損害が発生した場合、乙は甲の蒙った損害を賠償する責任を負担するものとする。ただし、乙が負担する責任はその原因が乙の故意または重過失に基づく場合を除き、損害発生の原因となった事由が発生した月に係る委託料の1カ月分を限度とする。
- 2 前項第2号の場合、乙が甲に対し賠償すべき損害には次の損害は含まれないものとする。
- (1) 逸失利益
 - (2) 特別の事情によって生じた損害（予見の有無を問わない。）
- 3 前2項（第1項第1号に基づく損害賠償額の予定額を除く。）に基づき乙が甲に対し賠償すべき具体的な金額については、別途甲乙間で協議の上取り決めるものとする。なお、本項は、前2項に基づく乙の損害賠償責任の制限を否定するために規定されたものと解釈してはならない。

(免責)

第34条 本サービスまたは本契約に関して乙が負う責任は、前条の範囲に限られるものとし、乙は、以下の事由により甲に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 第17条に基づく本サービスの提供停止
 - (2) 第15条に基づく本契約の解除
 - (3) 第18条に基づく本サービスの廃止および本契約の解約
 - (4) 第24条第1項に甲が違反したことに起因して発生した損害
 - (5) 天災地変その他の不可抗力
 - (6) 契約者設備の障害および本サービス用設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害
 - (7) 不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウイルス・ボットなどの攻撃に対する、未知の脆弱性に起因して発生した損害
 - (8) 乙が定める手順・セキュリティ手段などを甲が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者（乙を除く。）が提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（令状による差押え・搜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分
 - (11) 本サービスの提供に伴い甲乙間にて授受される物品に関し、乙の責に帰すべからざる事由により紛失などの事故が発生したことに起因する損害
 - (12) その他乙の責に帰すべからざる事由
- 2 乙は、甲が本サービスを利用することにより甲と第三者との間で生じた紛争などについて一切責任を負わないものとする。

（作業場所等の制限）

第35条 乙は、秘密保持および本業務遂行上の必要性から、甲の事務所内で作業を行う必要がある場合には、甲にその所有する作業場所および機器等の使用を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による乙からの要請に必要性が認められる場合は、使用上の条件を明示し、有償または無償により作業場所および機器等の使用をさせることができる。この場合において、作業場所および機器等は、甲の使用するものと明確に区別するものとする。

3 乙は、前項の規定により作業場所および機器等を使用する場合は、これを本業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

4 乙は、第2項の規定により作業場所を使用する場合は、明示された条件のほか、次に掲げる事項を乙の従事者に遵守させなければならない。

(1) 乙が発行する身分証明書を常時携帯し、甲の職員から情報保護または防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。

(2) 法人名入りの名札を着用すること。

（資料の提供）

第36条 乙は、甲に対し、本業務に必要な資料の提供を要請することができる。

2 甲は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を乙に通知する。

3 提供方法は、甲と乙が協議し決定する。

(資料の管理)

第37条 乙は、甲から提供された本業務に係る資料（入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

- (1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。
- (2) 甲の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 甲の事前の承認を得た場所以外の場所に持ち出してはならない。
- (4) 本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還し、または事前に甲の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。
- (5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、甲から要求があった場合には、この台帳を甲に提出する。

2 乙は、甲の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第38条 乙は、提供資料を、甲の承認があった場合を除くほか、本業務以外の目的に使用してはならない。

(事故等の報告)

第39条 乙は、本業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

2 乙は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

(著作権、特許権等の取扱い)

第40条 乙は、本業務の履行または成果物において、第三者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合は、この限りでない。

2 本契約により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 成果物に第三者が権利を有する著作物（著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物をいう。以下同じ。）が含まれている場合には、甲が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、乙は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に甲の承認を得ること。

(2) 乙は、本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、甲は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに乙に通知すること。

(著作権の譲渡等)

第41条 本契約における成果物の著作権は、第6条第5項による成果物の引渡しが完了したときに乙から甲に譲渡されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が従前から有していた著作物を成果物として提出する場合、当該成果物の著作権については乙に帰属するものとする。この場合、乙は甲に対し、当該成果物について、甲が本業務を遂行するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。また、甲は、当該許諾の範囲内で、甲が指定する第三者に対しても、本項に基づく利用を許諾できるものとする。

3 乙は、甲および甲が指定する第三者に対して、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項および第20条第1項に規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

(管轄裁判所)

第42条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(危険負担)

第43条 成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

2 成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲の負担とする。

(運搬責任)

第44条 提供資料および納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(契約費用)

第45条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(人権の尊重)

第46条 乙は、滋賀県人権尊重の社会づくり条例（平成13年滋賀県条例第27号）第3条に基づき、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めるものとする。

(作業時等の自動車の使用)

第47条 乙は、甲の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。

(その他)

第48条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、滋賀県財務規則に定めるところによるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印して、各自1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 契約担当者
大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大造 印

乙 サービス提供者
住所
氏名 印